

平成30年2月9日

各都道府県教育委員会

各都道府県知事部局

高等学校等就学支援金御担当者 各位

文部科学省初等中等教育局
財務課高校修学支援室

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第4号ロの
各種学校及び団体を指定する告示の改正について（事務連絡）

標題について、平成30年2月8日付けの官報で告示し、新たに対象として指定するつくばインターナショナルスクール（茨城県）に係る改正は、公布の日から施行し、第10学年の課程については平成26年7月1日から適用され、第11学年及び第12学年の課程については平成29年5月1日から適用されますので、お知らせします。

また、今後、各種学校であって、我が国に居住する外国人を専ら対象とするものについて、以下の要件に該当することになった場合には、本件担当まで速やかに御連絡いただきますようよろしくお願いします。

なお、特定の学年のみが要件に該当する場合であっても、当該学年に限定して指定を行いますので、遺漏なく御対応いただきますようお願いいたします。

○ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）（抜粋）

第一条（略）

一～三（略）

四 各種学校であって、我が国に居住する外国人を専ら対象とするもののうち、次に掲げるもの

イ 高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたものであって、文部科学大臣が指定したもの

ロ イに掲げるもののほか、その教育活動等について、文部科学大臣が指定する団体（注）の認定を受けたものであって、文部科学大臣が指定したもの

2～3（略）

（注）「文部科学大臣が指定する団体」は、次に掲げるものとする。

- ・ウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ(WASC)
- ・アソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル(ACSI)
- ・カウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ(CIS)
- ・国際バカロレア事務局(IBO)

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局
財務課高校修学支援室

電話番号：03-6734-3578（直通）

Email：shuugaku@mext.go.jp